

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年7月6日（令和3年（行情）諮問第285号）

答申日：令和3年11月18日（令和3年度（行情）答申第365号）

事件名：個人課税事務提要（事務手続編）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「個人課税事務提要（事務手続編）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け課個1-20及び同年5月28日付け課個1-45により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。なお、審査請求人から意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

（1）審査請求書1

「不開示理由」として「下記2（1）参照，下記2（2）参照，下記2（3）参照，下記2（4）参照，下記2（5）参照，下記2（6）参照」とあるが通知書に該当する箇所はない。不開示理由の提示をしない不開示は違法でありすべての開示を求める。

なお、改めて不開示理由を提示する場合は、不開示理由をただ提示するのみではなく、不開示理由を提示しなかった理由、改めて不開示理由を提示に至った経緯及び理由の提示を求める。

（2）審査請求書2

「不開示理由」として「下記2（1）参照，下記2（2）参照，下記2（3）参照，下記2（4）参照，下記2（5）参照，下記2（6）参照，下記2（7）参照，下記2（8）参照，下記2（9）参照，下記2（10）参照，下記2（11）参照，下記2（12）参照，下記2（13）参照，下記2（14）参照，下記2（15）参照」とあるが通知書

に該当する箇所はない。不開示理由の提示をしない不開示は違法でありすべての開示を求める。

なお、改めて不開示理由を提示する場合は、不開示理由をただ提示するのみではなく、不開示理由を提示しなかった理由、改めて不開示理由を提示に至った経緯及び理由の提示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付課個1-20及び同年5月28日付課個1-45により処分庁が行った法9条1項に基づく各一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、法11条の規定を適用した上で、そのうちの相当の部分について令和3年3月26日付課個1-20により、残りの部分について同年5月28日付課個1-45により、その一部が法5条6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分に係る不開示理由として「下記2（1）参照」等と記載されているが、通知書に該当する箇所はなく、原処分は不開示理由の提示がない違法なものであると主張していることから、以下検討する。

（1）原処分に関する文書を確認したところ、以下のとおりである。

ア 令和3年3月26日付課個1-20「行政文書開示決定通知書」（以下「通知書1」という。）及び令和3年5月28日付課個1-45「行政文書開示決定通知書」（以下「通知書2」という。）の別紙の「2 不開示とした部分」には、「不開示箇所」と「該当ページ」に対応する不開示理由を示すため、参照欄として「不開示理由」欄を設けている。当該「不開示理由」欄は、「3 不開示理由」に記載した不開示理由のうち、いずれに該当するかを記載するものである。

イ 通知書1の別紙（別紙1）の上記「不開示理由」欄には、「下記2（1）参照」から「下記2（6）参照」までのいずれかが記載されており、「3 不開示理由」に不開示とした理由が（1）から（6）まで記載されている。

また、通知書2の別紙（別紙2）の上記「不開示理由」欄には、「下記2（1）参照」から「下記2（15）参照」までのいずれかが記載されており、「3 不開示理由」に不開示とした理由が（1）から（15）まで記載されている。

（2）処分庁は、令和3年6月24日付課個1-54「行政文書開示決定通

知書の訂正について（通知）」（以下「訂正通知」という。）により、以下のとおり訂正を行い、審査請求人宛に通知した。

ア 通知書 1 に関する「不開示理由」欄の「下記 2（1）参照」から「下記 2（6）参照」の記載のうち、「下記 2」の記載を「下記 3」に訂正する。

イ 通知書 2 に関する「不開示理由」欄の「下記 2（1）参照」から「下記 2（15）参照」の記載のうち、「下記 2」の記載を「下記 3」に訂正する。

- (3) 以上を踏まえると、原処分に係る行政文書開示決定通知書の別紙には、不開示理由の参照箇所に訂正すべき記載があったものの、不開示理由自体は上記（1）イのとおり記載して提示していることから、原処分が違法であったとまでは認められない。

なお、当該訂正すべき記載については、上記（2）により訂正されている。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 6 号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示部分の理由の提示に違法性があるとは認められず、原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 7 月 6 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 8 月 10 日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年 10 月 7 日 審議
- ⑤ 同年 11 月 11 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法 5 条 6 号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記第 2 の 2 のとおり、「不開示とした部分とその理由」について、「下記 2（1）参照」等と記載されているが、通知書に該当する箇所はなく、原処分は不開示理由の提示がない違法なものであるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、理由の提示の妥当性について検討する。

2 原処分に係る手続の違法性の有無について

(1) 本件各決定通知書について

審査請求人は、上記第 2 の 2 のとおり、原処分に係る不開示理由とし

て「下記2（1）参照」等と記載されているが、本件各決定通知書に該当する箇所はなく、原処分は不開示理由の提示がない違法なものである旨主張している。

（2）理由の提示について

諮問庁は、原処分の妥当性について、上記第3の3のとおり説明する。

当審査会において、諮問書に添付された本件各決定通知書の写し及び訂正通知の写しを確認したところ、その内容等は、上記第3の3（1）及び（2）の諮問庁の説明のとおりと認められる。

そこで検討すると、別紙1及び別紙2のとおり、本件各決定通知書には、「下記3（1）参照」等とすべきところを、「下記2（1）参照」等と記載した誤りはあるものの、「下記」とされる部分には、「3」の項目以外存在しないことを踏まえれば、これらはいずれも、どの記載を指すのか誤解をさせる程度には至らない明白かつ軽微な誤記であると認められ、原処分に取り消すほどの理由の提示の不備があるとはいえない。なお、原処分後に訂正通知も行われている。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 付言

原処分においては、上記2（2）のとおり、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好

別紙 1

1 行政文書の名称

「個人課税事務提要（事務手続編）」のうち、以下の部分。

- ・ 凡例
- ・ 第 1 章 総則
- ・ 第 2 章 事務計画
- ・ 第 3 章 納税者管理に関する事務
- ・ 第 4 章 諸申請等の処理事務
- ・ 第 5 章 記帳指導及び青色申告事務等
- ・ 第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務

2 不開示とした部分

No	不開示箇所	該当ページ	不開示理由
1	第 1 章－第 5 節， 5（1）「継続 1 管理事案」の 2 行目から次頁 3 1 行目	第 1 章－ 1 3～1 4	下記 2（1）参 照
2	第 1 章－第 5 節， 5（2）イ「大口 資産家」の 7 行目から次頁 2 4 行目	第 1 章－ 1 4～1 5	下記 2（1）参 照
3	第 1 章－第 5 節， 6（4）「D 管 理」の 2 行目から次頁 5 行目	第 1 章－ 1 5～1 6	下記 2（2）参 照
4	第 1 章－第 5 節， 8（1）「青色大 規模農家」の 1 行目の一部	第 1 章－ 1 6	下記 2（3）参 照
5	第 3 章－第 3 節， 1（1）「選定」 の 9 行目から 1 5 行目	第 3 章－ 5	下記 2（1）参 照
6	第 3 章－第 3 節， 1（4）ロ「継続 1 管理カード」の 3 行目から 8 行目	第 3 章－ 5	下記 2（4）参 照
7	第 3 章－第 3 節， 3（4）ロ「管理 担当者」の全部及びニ「調査等」の 全部	第 3 章－ 1 1～1 2	下記 2（5）参 照
8	第 3 章－第 6 節， 2「作成対象者」 の 4 行目から 7 行目	第 3 章－ 1 6	下記 2（6）参 照

3 不開示理由

- (1) 当該部分には、「継続管理事案」の対象者（基準）が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見

を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。

- (2) 当該部分には、「特別管理事案」の対象者（基準）が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (3) 当該部分には、青色大規模農家の選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (4) 当該部分は、「継続管理事案」の対象者の管理方法・管理内容が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (5) 当該部分には、「特別管理事案」の対象者の管理方法・調査方法が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (6) 当該部分には、「個別管理対象者」の選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。

別紙 2

1 行政文書の名称

「個人課税事務提要（事務手続編）」のうち、令和 3 年 3 月 26 日に開示した部分以外の部分。

- ・ 第 7 章 確定申告関係事務
- ・ 第 8 章 確定申告期限後の内部事務
- ・ 第 9 章 予定納税額及び中間申告に関する事務
- ・ 第 10 章 実地調査事務
- ・ 第 11 章 実地調査以外の調査等
- ・ 第 12 章 更正，決定等事務
- ・ 第 13 章 集計と回付事務
- ・ 第 14 章 会計検査院に関する事務
- ・ 第 15 章 情報公開等に関する事務
- ・ 第 16 章 報告事務
- ・ 第 17 章 不服申立てに関する事務
- ・ 第 18 章 雑則
- ・ 別添 1 から別添 1 1

2 不開示とした部分

No	不開示箇所	該当ページ	不開示理由
1	第 7 章－第 6 節， 8（1）「所得税の還付申告書の審査の概要」の「所得税の確定申告書の還付審査等の処理要領」の一部	第 7 章－ 1 7	下記 2（1）参照
2	第 7 章－第 6 節， 8（2）「所得税の還付申告書の審査」の表	第 7 章－ 1 8	下記 2（1）参照
3	第 7 章－第 6 節， 8（5）「還付留保に係る処理」の 2 行目から次頁 9 行目	第 7 章－ 1 9～20	下記 2（1）参照
4	第 7 章－第 6 節，〔参考〕 2（1）「所得税の申告書共通」の「区分 A」の「記載する内容」欄の表	第 7 章－ 2 9	下記 2（1）参照
5	第 7 章－第 6 節，〔参考〕 3「所得税の申告書データの税務署整理欄」の「税務署整理欄（A）」の「審査等の内容」欄の 2 段目から 7 段目及	第 7 章－ 3 3	下記 2（1）参照

	び「税務署整理欄における補完入力要領」欄の2段目から7段目		
6	第7章－第8節，8（1）ハ「還付税額の適否」の5行目から20行目及び次頁29行目から30行目	第7章－4 2～43	下記2（1）参照
7	第8章－第5節，2（1）「事後審査対象者の抽出」の3行目から6行目	第8章－3 4	下記2（2）参照
8	第10章－第1節，3（2）「農業所得者の要処理人員」の2行目1文字目から24文字目	第10章－ 2	下記2（3）参照
9	第10章－第5節，1「申告審理システムの概要」の「申告審理システムの処理要領」の表の一部	第10章－ 16	下記2（4）参照
10	第10章－第5節，2（2）「手作業による一次選定」の1行目から24行目	第10章－ 18	下記2（4）参照
11	第10章－第5節，3（1）「実地調査対象者の選定」の全部	第10章－ 19～20	下記2（4）参照
12	第10章－第5節，3（2）「実地調査対象者の区分」の2行目から25行目	第10章－ 20	下記2（4）参照
13	第10章－第5節，〔参考〕1「申告審理システム（オープンシステム及び一部従来のK S K業務）による一次選定処理手順」の表の一部	第10章－ 22	下記2（4）参照
14	第10章－第5節，〔参考〕2「分析カード等の出力」の表の一部	第10章－ 26	下記2（4）参照
15	第10章－第6節，14（2）「対象事案」の2行目から11行目	第10章－ 55	下記2（5）参照
16	第11章－第3節，1（1）「対象者の選定」の次頁7行目から9行目	第11章－ 11	下記2（6）参照
17	第11章－第3節，3「事後処理に係る処理」の表の項目名以外並びに（注）の1行目16文字目から22文字目及び4行目23文字目から30文字目	第11章－ 12	下記2（7）参照

18	第11章－第3節，4（3）イ「調査部門への回付」の1行目から4行目	第11章－18	下記2（8）参照
19	第11章－第3節，4（3）ハ「扶養是正情報等カードの審理」の3行目から4行目	第11章－18	下記2（9）参照
20	第11章－第3節，4（6）「事後処理登録等」の6行目から7行目	第11章－18	下記2（8）参照
21	第11章－第5節，3（1）イ「資料情報の出力と収集」の表の項目名以外及び12行目から15行目	第11章－25	下記2（10）参照
22	第14章－第3節，4（1）「実地調査実施済み事案の対応」の全部	第14章－12～13	下記2（11）参照
23	別添4，2（2）イ「確定納税額処理（所得税）」の⑨「区分A」の表の項目名以外	別添4－8	下記2（7）参照
24	別添4，2（5）イ「実地調査」の⑮「選定事由」の表の〔所得税用〕，〔消費税用〕及び⑯「非違の端緒区分」の表の項目名以外	別添4－24～25	下記2（12）参照
25	別添4，2（5）ロ「着眼調査・事後処理」の①「選定事由」の表の〔所得税用〕及び〔消費税用〕の表の項目名以外	別添4－31～32	下記2（13）参照
26	別添4，3（1）イ「所得税の申告書データの処理」の①「区分A」の表の項目名以外	別添4－40	下記2（7）参照
27	別添6，1（4）「その他の個別（誤り表示40～95－4）の「申告納税額」の「誤りの表示の内容」欄及び「処理要領」欄	別添6－7	下記2（7）参照
28	別添8，1（1）「準備事務（確定条件設定）（オープンシステム）」の表の項目名以外	別添8－1～4	下記2（14）参照
29	別添8，1（2）「準備事務（ポイント設定）（オープンシステム）」の表の項目名以外	別添8－5～11	下記2（14）参照

30	別添8, 1(3)「準備事務(グループ設定)(従来のKSK業務)」の表の項目名以外	別添8-1 2	下記2(14) 参照
31	別添8, 3「個別対象者抽出(オープンシステム)分析メッセージ指定コード一覧」の1行目から2行目, (1)「分析メッセージ指定」の表の項目名以外及び(2)「任意条件指定」の表の項目名以外	別添8-1 5~22	下記2(14) 参照
32	別添8, 4「二次選定」の表の項目名及び「二次選定結果確認表(署全体)」以下以外	別添8-2 3~27	下記2(14) 参照
33	別添9, 1「データベース名称【納税地等個別情報】」の「大口資産家選定区分1」の「項目内容」欄	別添9-3	下記2(15) 参照
34	別添9, 1「データベース名称【納税地等個別情報】」の「調査困難事案選定区分」の「項目内容」欄	別添9-5	下記2(15) 参照
35	別添9, 2「データベース名称【課税事績管理情報】(年分コード)」の「区分A」の「項目内容」欄	別添9-8	下記2(7)参 照
36	別添9, 14「データベース名称【調査事績】」の「選定事由・所得」の「項目内容」欄	別添9-4 4	下記2(12) 参照
37	別添9, 14「データベース名称【調査事績】」の「選定事由・消費」の「項目内容」欄及び「非違端緒区分」の「項目内容」欄	別添9-4 5	下記2(12) 参照
38	別添9, 22「データベース名称【個消費申告決議事績】(年分コード)」の「還付留保区分」の「項目内容」欄	別添9-6 4	下記2(7)参 照

3 不開示理由

- (1) 当該部分には、還付申告書の審査項目又は審査方法が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見

を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。

- (2) 当該部分には、「事後審査対象者」の抽出基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (3) 当該部分には、(青色)大規模農家の選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (4) 当該部分には、申告審理に当たっての処理要領(審査方法)及び実地調査の選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (5) 当該部分には、連携調査の対象とする事案についてその選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (6) 当該部分には、事後処理における選定事由が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (7) 当該部分には、還付留保とする事由及び処理方法が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (8) 当該部分には、着眼調査・事後処理における処理手順が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (9) 当該部分には、着眼調査・事後処理対象者の審理方法が具体的に記載さ

れており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。

- (10) 当該部分には、新規納税者の把握に活用する資料情報カードの出力基準が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (11) 当該部分には、会計検査院からの照会事項に関し、実地調査実施済み事案に係る対応方法が記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (12) 当該部分には、実地調査対象者の選定事由又は非違の端緒となった区分が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (13) 当該部分には、着眼調査又は事後処理対象者の選定事由が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (14) 当該部分には、実地調査対象者の選定基準及び処理手順が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。
- (15) 当該部分には、「継続管理事案」の対象者（基準）が具体的に記載されており、公にすることにより、調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした。